

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度に関するQ&A

Q 1 制度導入の目的は。

A 1 ・歩行が困難で移動に配慮が必要な方の外出を支援し、社会参加を促進することを目的に、車いす駐車場等を優先的に利用できる方を明確にし、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場の仕組みづくりを図ることが目的です。

- ・なお、本制度のようなパーキングパーミット制度は全国的に導入されており、令和4年10月現在、41府県1市が同様の制度を導入しています。
- ・全国の制度導入府県間で利用証の相互利用が可能です。

(パーキングパーミット制度導入府県・市)

岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、石川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、千葉県、静岡県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、和歌山県、奈良県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、長崎県、宮城県、岐阜県、富山県、沖縄県、埼玉県川口市

Q 2 車いすマークのステッカーなどを貼っていれば、利用証がなくても停められるか。

A 2 車いすマークのステッカーなどは、カー用品店などで誰でも入手することができます。このため、障害のない人が、市販の車いすマークのステッカーを利用して車いす優先区画を掲示するなど、全国的にステッカーの悪用が問題になっています。本制度の対象の人は、できる限り県が交付する利用証を使用いただくようお願いします。

Q 3 利用証の対象区画にしか駐車できないのか。

A 3 お持ちの利用証に該当の区画表示するマークがなくても、施設の利用状況により、利用証の対象区画以外にも駐車できる場合があります。(詳しくは、該当施設の管理者へお問い合わせください。)

Q 4 「駐車禁止除外指定者標章」で、本制度の対象駐車場は利用できるか。

A 4 「駐車禁止除外指定者標章」の対象者も歩行に配慮が必要な人です。しかし、制度がことなるため、改めて申請をお願いします。

Q 5 利用証が不用になったが、返却しないといけないか。

A 5 不用になった利用証は、お住まいの自治体の廃棄方法に従って廃棄してください。

Q 6 対象者 1 人に複数枚の利用証は交付可能か。

A 6 対象者お一人につき、利用証 1 枚の交付となっています。